



## 学習用具事件

差止請求権不存在確認請求事件

[令和3年3月25日判決（大阪地裁） 平成31年\(ワ\)第3273号](#)

キーワード：均等論／本質的部分／間接侵害

担当 弁理士 黒田直志

### 1. 事案の概要

原告は児童教材編集出版物の販売，教育に関する塾の経営等を目的とする株式会社，被告は学習塾・幼児教室等の経営，学習教材の販売，コンピューター及び周辺機器並びにソフトウェアの販売等を目的とする株式会社である。被告が，原告に対し，原告製品が本件発明に酷似していると考えられるなどとして警告書を送付した。そこで，原告は，原告の製造販売する製品は被告の有する特許権に係る特許発明の技術的範囲に属しないとして，被告が原告に対し本件特許権に基づく原告製品の生産等の差止請求権を有しないことの確認を求めた。

### 2. 結論

請求棄却（均等侵害を考慮して間接侵害を肯定）

### 3. 本件特許

発明の名称：学習用具，学習用情報提示方法，及び学習用情報提示システム

登録番号：特許第4085311

出願日：平成14年8月2日

登録日：平成20年2月29日

#### 【請求項1】

A コンピューターを備え，対応する語句が存在する原画の形態を該語句と結びつけて憶えるための学習用具であり，

B 前記コンピューターが，

B1 前記原画，該原画の輪郭に似た若しくは該原画を連想させる輪郭を有し対応する語句が存在する第一の関連画，並びに，該原画及び第一の関連画に似た若しくは該原画及び第一の関連画を連想させる輪郭を有し対応する語句が存在する第二の関連画，から成る組画の画像データが，複数個記録された組画記録媒体と，

B2 前記組画記録媒体に記録された複数個の組画の画像データから，一の組画の画像データを選択する画像選択手段と，

- B 3 前記選択された組画の画像データにより、前記第一の関連画、前記第二の関連画、及び前記原画の順に表示する画像表示手段と、
- B 4 前記関連画及び原画に対応する語句の音声データが記録された音声記録媒体と、
- B 5 前記音声記録媒体から、前記語句の音声データを選択する音声選択手段と、
- B 6 前記選択された語句の音声データを再生する音声再生手段と、を含み、
- C 前記画像表示手段が、前記第一の関連画、前記第二の関連画、及び前記原画を、対応する語句の再生と同期して表示する
- D 学習用具。

#### 4. 争点

原告製品及び原告製品を使用したコンピューターについて、均等侵害と間接侵害の成否。

#### 5. 裁判所の主な判断

(1) 原告製品を使用したコンピューターについて本件特許権の均等侵害が成立する。

特許発明の本質的部分（均等の第1要件）は、具体的には、特許請求の範囲及び明細書の記載、特に明細書記載の従来技術との比較から認定されるべきである。ただし、明細書に従来技術が解決できなかった課題として記載されているところが、出願時の従来技術に照らして客観的に不十分な場合には、明細書に記載されていない従来技術も参酌して、当該特許発明の従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分が認定されるべきである。

特許発明のうち、(I) 組画の1単位として、原画、第一の関連画、第二の関連画から成る組画を組画記録媒体に記録する点、(II) 画像表示手段に表示するに際し、前記第一の関連画、前記第二の関連画、及び前記原画の順に表示する点、及び、(III) 第一の関連画に対応する語句、第二の関連画に対応する語句、原画に対応する語句から成る語句の音声データを、音声記録媒体に記録し、音声再生手段で再生し、前記画像表示手段が前記第一の関連画、前記第二の関連画、及び前記原画に対応する語句の再生と同期して表示する点は、本件明細書の従来技術に記載されていないことはもとより、甲11文献及び乙6文献のいずれにも記載がない。そうすると、上記のB2以外に対応する、上記各点(I) (II) (III) が本件発明の本質的部分というべきである。

そして、特許発明と原告製品を使用したコンピューターとの相違部分は、上記のB2に関係する画像選択手段として、一の組画（一つの都道府県）をピンポイントで選択できず、まず地方単位の組画を選択し、その中で特定の都道府県を選択するという二段階で選択する構成（使用者が所望する都道府県の含まれる地域をまず選択することにより、結果として記憶したい都道府県が表示されるという構成）になっている点であるが、本質的部分ではない（均等の第1要件）。

なお、この相違部分に関しては、置換可能性の要件（均等の第2要件）、置換容易性の

要件（均等の第3要件）も充足する。

（2）原告製品について本件特許権の間接侵害が成立する。

原告製品（DVD）は、DVD再生装置等のコンピューターにより再生されて使用されるものであって、それ以外の用途があるとは考え難く、また、そのような用途の存在をうかがわせる具体的な事情も見当たらない。そうである以上、原告製品は、本件発明の技術的範囲に属するものである原告製品を使用したコンピューターの「生産にのみ用いる物」（特許法101条1号）に当たる。

以上